

令和8年度 しがジョブパーク運営事業 仕様書

1.	業務名	1
2.	趣旨	1
3.	履行期間	3
4.	しがジョブパークの開所日・時間・場所	3
5.	通則	4
5.1.	事業対象者の定義（求職者）	4
5.2.	関係機関との連携	4
6.	業務内容	5
6.1.	統括業務	5
6.2.	就職力強化支援業務（若年求職者等の相談業務）	7
6.3.	人材確保支援業務	9
6.4.	人的資本経営に向けた経営層のマインドチェンジ促進事業	11
6.5.	若者未来塾（就職・就業支援セミナー）の実施	14
6.6.	就職面接会等の実施	15
6.7.	合同企業説明会の開催	16
6.8.	就労安定化支援事業	18
6.9.	しがキャリアデザイン推進事業（ジョブパークの機能強化）	21
6.9.1.	学生時代における県内企業との接点構築	21
6.9.2.	就職者等との接点維持・魅力発信	25
7.	実施体制	27
8.	事業実施運営に係る県との連絡調整・報告・成果帰属等	30
8.1.	事業実施体制図の提出および担当者名簿の作成	30
8.2.	事業企画案の協議	30
8.3.	定期報告	30
8.4.	業務終了に当たる実績報告	31
8.5.	事業成果の帰属	31
9.	クラウドサービス利用に係るセキュリティ等	32
10.	事業運営に要する備品等の整備	33
11.	事業目標	33
12.	特記事項	34
13.	業務に係る経費	35
14.	契約終了に伴う措置等	36
15.	その他	36

参考資料：別紙1 「R7 大学訪問・学内相談会実績」
別紙2 「R3～R7 面接会経費」
別紙3 「備品一覧」

1. 業務名

令和8年度しがジョブパーク運営事業

2. 趣旨

本県企業を取り巻く人材を巡る課題は、労働力人口そのものが減少するという構造変化を背景としており、今後は、従来の労働力を前提とした経済活動や企業経営を行うことが難しくなると考えられる。

滋賀県においては、特に若年層が大学進学や初職選択の段階で県外へ移動し、その後も都市部に定着する傾向が強まっている。このこと自体は一定程度避けがたい面がある一方で、一度県外に出た人材が県内企業と再び接点を持ち、将来的なリターンや転職を検討するための導線が必ずしも十分に機能していないことが、県内の労働供給を一層厳しいものとしている。

また、働く側の価値観や就業選択が一度きりの判断ではなく、キャリアの過程における連続的な選択へと変化していることに加え、ライフステージの変化とともに、働き方の柔軟性、キャリア形成の見通し、仕事と育児・介護等との両立といった要素も重視されるようになってきている。

この結果、「どの企業で働くか」という問いに加え、「どの地域で、どのような暮らしを送りながら働くか」という視点が就業選択における重要な判断軸となっている。

こうした労働力人口の減少と就業選択の判断軸の変化を背景に、企業間の人材獲得競争は激化している。必要な人材を確保できないことにより、新規事業への参入や事業拡大を見送らざるを得ない、あるいは既存事業の維持や高度化が困難になるなど、人材の確保状況が企業の成長戦略や事業選択に直接的な影響を及ぼす局面に入っている。

このような状況下では、経営戦略と人材戦略を切り離して考えることはできない。企業がどの分野に注力し、どのような付加価値を生み出していくのかという経営上の意思決定は、それを担う人材の確保・育成の見通しと不可分である。事業戦略上必要とされる人材像やスキルを明確にし、長期定着に向けた環境整備に取り組みつつ、採用活動を実施していくことが重要である。

また、労働力の量的拡大が見込めない中では、限られた人材で生産性や付加価値を高めていくことが不可欠であり、そのためには、DXの推進や業務プロセスの見直し、リスクリングを通じた人材の役割の再設計が重要である。これらの取組は、単なる業務改善やIT導入にとどまるものではなく、どの業務を人が担い、どの業務を効率化・高度化するのかといった人材配置や育成の在り方そのものを問い直すものであり、経営戦略と連動した人材戦略の中で位置付けられる必要がある。

一方で、こうした企業側の取組を実効性のあるものとするためには、求職者側におけるキャリア形成支援についても併せて取り組んでいく必要がある。学生に対しては、大学の早い段階から、仕事や産業への理解を深め、自身の価値観や将来像を整理するキャリアデザインを提供するとともに、県内企業や滋賀で働くことを将来の選択肢の一つとして自然に捉えられる土台を形成し、本人の視野を広げたいうえで就業選択につなげていくことが重要である。

加えて、大学卒業時には都市部で就職したものの、結婚、出産、子育て、あるいは働き方の見直しといったライフステージの変化を契機として、居住地や働く場所を再考する動きも見られる。こうした局面において、学生時代から県内企業や滋賀の暮らしの魅力に触れ、自身のキャリアの延長線上として滋

賀で働くイメージを持っているか、また、都市部就職後も本県との継続的な接点が構築できているかどうか、人材循環の可能性を左右する。

このように、企業側における経営戦略と連動した人材戦略の高度化と、求職者側における長期的・継続的なキャリアデザイン支援を、人口減少下における人材課題に対応するための両輪として進めていく必要がある。

しがジョブパークは、求職者と企業の双方に継続的に関与し、両者の支援を一体的に行うことができる拠点である。この強みを生かし、人口減少が進み労働供給制約が強まる中、人材の「獲得・育成・定着・循環」が回り続ける仕組みの構築に取り組んでいく。特に、従来の就労支援に加え、特に若年層に対する継続的キャリア形成支援と、企業の人材確保力・定着力を高める支援をより一層推進し、これら求職者と企業の双方のマッチングの促進を通じ、滋賀県における人材課題の解決と地域経済の活性化に貢献していく。

3. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. しがジョブパークの開所日・時間・場所

(1) 開所日

- ・ 月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）
- ・ ただし、土曜日については、就活支援コーナーのみ開所、運営するものとし、イベント等については開所日以外の開催も可とする（土曜日の開所に当たっては、予約者やオンラインのみに限定したものでも構わない）。

(2) 時間

- ・ 午前9時から午後5時まで
- ・ うち休憩時間を1時間とするが、常時相談を受けることができる体制を整えること。

(3) 場所

滋賀県草津市西渋川一丁目1-14 行岡第一ビル4階

5. 通則

5.1. 事業対象者の定義（求職者）

ア 就職前・就職活動段階の求職者

- 学生： 専門学校生、高専生、短期大学生、大学生、大学院生等。
- 既卒者： 学校（高校、専門学校、高専、短期大学、大学、大学院等）卒業後3年以内の者で、就職活動を行う者。
- 一般求職者： 上記（学生、既卒者）以外の就職活動を行う者。
- 不安定就労者： 正社員としてのキャリアの断絶や非正規雇用といった不本意な雇用形態に置かれている求職者。

イ 就職後・キャリア形成段階の求職者

- 若手社会人等： 企業に就業中で、自身のキャリア形成、ライフプラン、または働き方の見直しに関心がある者。正社員を含む。転職活動を行う者も含む。
- 県外就職者・UIJ ターン検討者： 県外で就職しているが、将来的な滋賀県への UIJ ターンや転職、移住に関心を有する者。

ウ その他、特定の配慮を要する求職者

- 専門支援対象者： 発達障害の特性、精神的な不安定さ、コミュニケーションに困難を抱えるなど、専門的な配慮を要する相談者

5.2. 関係機関との連携

本事業の円滑かつ効果的な実施ならびに、滋賀県内の人材循環促進および企業の人材課題解決のため、関係機関との連携を積極的に推進し、事業の情報発信や広報強化等を図ることとする。

ア パーク内機関

- 新卒応援ハローワーク、滋賀県地域若者サポートステーション、若年者地域連携事業事務局等、しがジョブパーク内に設置される機関。これらの機関とは日常的に密接な連携を図る。

イ 行政機関等

- 滋賀県高等技術専門学校、滋賀労働局、シニアジョブステーション滋賀、滋賀マザーズジョブステーション、しが IJU 相談センター、首都圏情報発信拠点（ここ滋賀）等

ウ 教育機関：

- 県内外の大学（キャリアセンター、教員等を含む）、専門学校、高校、環びわ湖大学・地域コンソーシアム等

エ 経済・産業団体：

- 滋賀県商工会議所連合会、滋賀県商工会連合会、滋賀経済産業協会等の経済団体、地域未来投資促進法に基づき滋賀県が定める基本計画に記載の地域経済牽引支援機関等

オ その他：

- その他本事業の推進に資する団体・機関

6. 業務内容

6.1 統括業務

ア 統括業務

- ・ 本業務全体の統括を行うこと。
- ・ 各事業の進捗管理、品質管理を行い、本仕様書の要件等を踏まえた事業の遂行を図ること。
- ・ 各業務の実施にあたり、適宜、滋賀県に承認を得ること。
- ・ 本業務を効率かつ的確に実施するため、利用状況の分析、来所者の対応およびマニュアル作成など、本業務実施にあたり必要な業務を行うこと。

イ 会議等の開催・運営

- ・ 月 1 回パークの運営に関する責任者を集めた責任者会議（プラットフォーム）を開催すること。責任者会議には、滋賀県、滋賀労働局の担当者およびパーク内機関の責任者（これに準じる者を含む）によるものとし、前月の実績を報告するとともに、課題や問題点の協議を行うこと。また、週 1 回パーク内機関のリーダー会議を開催すること。
- ・ 当該会議等へ責任者または各事業担当者が出席すること。また、滋賀県が指定した場合は、その他必要な会議等へも責任者または各事業担当者が出席すること。

ウ 総合受付・登録者管理

- ・ パークへの来訪者（相談者）に対する総合的な受付を行うこと。来訪目的を確認し、各コーナー・機関等へ誘導すること。
- ・ パーク利用に係る登録者の受付・管理業務を行うこと。

エ 受付管理システムの運用管理

- ・ 「受付管理システム」（以下「システム」と言う。）の運用管理を行うこと。
- ・ システムに関する情報は、次のとおり。

項目	内容
使用サービス名	サイボウズ kintone
推奨動作環境	上記サービス公式 HP 参照

- ・ システムにおける主な管理内容は、次のとおり。

内容	主なデータ項目
求職者情報	登録番号、有効・無効の別、登録日、無効となった日、氏名、性別、生年月日、年齢、最終学歴区分（中学・高校・短大・大学・大学院・専門学校・高等専門学校・能力開発施設等）、卒業区分（在学中・新卒・既卒 3 年以内・一般求職者）、学校名及び学科名、住所、郵便番号、電話番号、メールアドレス、ハローワーク登録番号、就業状態区分（有業者、無業者、家事・育児従事者、その他（学生含む））
利用履歴	利用した日付、利用内容、利用回数、担当者名、相談・対応内容
就職情報	（新卒応援ハローワークの）紹介就職・他所ハローワークの紹介・自己就職の別、卒業区分、正規雇用・非正規雇用の別、勤務開始日、就職先事業所名、就職活動終了・継続の別
利用予約管理	キャリアカウンセリングコーナーの予約内容（相談・書類添削・模擬面接・キャリアインサイト解説）、予約日時、キャンセル待ち対応希望の有無、対面・オンラインの別、場所（模擬面接予約の

	場合)、担当者名
--	----------

- ・ システムにアクセスできる者は、業務や役職等を踏まえて、必要な者に限定すること。
- ・ システムにアクセスするための ID とパスワードを付与すること。また、パスワードポリシーを定めること。
- ・ ユーザーのアクセス記録を残すこと。
- ・ システムで管理するデータの編集権限については、県と協議の上付与すること。
- ・ 個人情報の漏洩を防ぐため、十分な情報セキュリティ対策を講じること。また、障害発生時における業務への影響を軽減するため、バックアップの対策等も講じること。
- ・ システム障害等により業務に影響が生じた場合は、速やかに県へ報告するとともに、復旧や原因究明、影響範囲の把握等必要な対応を行うこと。また、システムの復旧までの間、受付等の業務が滞ることが無いよう、あらかじめ代替の方法による受付業務等を行えるようにしておくこと。
- ・ システムに係る設計書および操作マニュアルを適宜改正し、改正した場合は県に提出すること。

オ 施設管理等

- ・ 施設やキャビネット等の開錠および施錠を行うこと。また、各種鍵は適切に管理すること。特に、施設および個人情報等を保管するキャビネットの鍵は、使用できる者を限定した管理を行うこと。

カ 総合的な広報・PR等

- ・ パークの利用拡大を図り、「11 事業目標」を達成するために、求職者および企業に対し必要な広報・PRを提案し、実施すること。(パンフレットやリーフレットの作成、デジタルリーフレットなどの取組が例として考えられる。)
- ・ 登録者に対するメール配信等による情報発信を行うこと。
- ・ SNS を活用した広報を行い、パークで実施する事業およびその他就労支援に関する情報を適宜発信すること。
- ・ 広報・PRの実施に当たっては、関係機関等との連携を推進し、パークの利用拡大を図ること。
- ・ 各事業の広報・PRについては、事業毎の対象者に効果的な広報媒体、広報手法を提案し、実施すること。

キ ウェブサイトの運用管理

- ・ パークのウェブサイト「<https://shigajobpark.jp/>」の運用管理を行うこと。
- ・ 本ウェブサイトは、パークの基幹的な広報媒体であるため、その円滑な運用および管理に努めること。サイトの障害や改ざんなどセキュリティの問題が発生した場合は、速やかに県へ報告するとともに、復旧や原因究明、影響範囲の把握等必要な対応を行うこと。
- ・ 不正アクセスの防止や障害発生時に迅速に復旧するための定期的なバックアップの実施など、必要なセキュリティ対策を講じること。
- ・ 本ウェブサイトは、パーク内各機関（滋賀労働局・新卒応援ハローワーク、若年者地域連携事業等）の情報発信にも用いているため、これら機関の情報も掲載すること。
 - ✓情報掲載の頻度：滋賀労働局・新卒応援ハローワーク事業関係等 月 4 件程度
若年者地域連携事業 月 2 件程度（イベント等の開催時期による）
 - ✓情報の掲載方法：各機関との調整・協議のうえ決定すること。

6.2 就職力強化支援業務（若年求職者等の相談業務）

就職前・就職活動段階の求職者が、自身の適性や希望に基づき、円滑に就職活動を進め、早期に安定的な就職を実現できるよう、個別相談、適性診断、就職活動支援を提供する。また、出張相談や大学等との連携を通じて、利用者の拡大と県内企業へのマッチング機会を創出する。

ア 就活支援コーナーの運営

- 支援対象
 - ・ 学生、既卒者、一般求職者とし、概ね 40 歳代までの方を上限とする。
- 設置ブース数
 - ・ 個別相談窓口を常時 2 ブース開設すること（シフト制による昼食時間や休憩時間は除く。）
※本業務に係るイベント等への対応を要する場合など、やむを得ない場合に限り 1 ブースによる対応を認める場合もある。
- 相談対応・適性診断・就職活動支援
 - ・ 就職活動等に係る個別相談を受けること。個々の職業適性や能力、経験、価値観などを踏まえた職業選択や就職活動等に関するカウンセリングを行うとともに、就職活動に関する各種情報の提供や啓発を行うこと。
 - ・ 相談者の希望に応じて適性診断を行うこと。また、就職活動に係る応募書類の作成指導、添削および模擬面接等を行うなど、就職活動支援の取組を行うこと。
 - ・ 職業紹介（紹介状の発行）は、新卒応援ハローワークに取り繋いで行うものとする。
 - ・ 各関係機関で情報共有ができるよう、相談記録を作成すること。
 - ・ 相談者の就職など進路決定の状況等について、把握に努めること。

イ 出張相談・大学との連携

- 大学やハローワーク等への訪問
 - ・ 内容：大学等との継続的な関係性を維持し、学生の就活動向や大学におけるキャリア支援の取組状況等に関する情報把握やパーク事業の情報提供等を行うとともに、大学等が既に設定している説明会、ガイダンス、相談会等への参加を行う。
 - ・ 場所：県内大学、近隣府県の大学、就職支援協定締結大学、ハローワーク等
 - ・ 実施方法：滋賀県や大学、ハローワークと協議の上で実施
※大学は、県内、近隣府県または就職支援協定締結の大学等との連携を想定
※参考資料：別紙 1 「R7 大学訪問・学内相談会 実績」
- 県内外の合同企業説明会、移住相談会等での個別相談
 - ・ 目的：パーク利用促進、県内企業の魅力発信、就労支援情報提供
 - ・ 実施方法：滋賀県からの依頼に応じて実施

ウ 定着支援

- 状況把握：
 - 相談やメール等を通じて、就職後の職場定着状況を把握する。
- 定着支援
 - 状況に応じてカウンセリングや助言を行い、職場への定着を支援する。
- 記録管理
 - 実施した定着支援の内容を記録し保管する。

エ 臨床心理士等による相談・カウンセリング支援

- 支援対象：専門支援対象者
 - 支援内容：臨床心理士等が相談・カウンセリングを行い、以下の点について助言・判断を行う。
 - 就労支援の継続可否：現在の状態や症状を鑑み、就労支援を継続することが適切か判断する。
 - 適切な機関への誘導：必要に応じて、医療機関への受診や他の専門支援機関への紹介を判断・実施する。
- ※ 臨床心理士等による相談・カウンセリング支援は月2回程度を想定。
- ※ 相談・カウンセリング支援により、利用者本人にとってより適切な形での対応や誘導を図ること。
- ※ 臨床心理士等による相談は、就活支援コーナーで相談を受けた相談員からも、その対応方法等への相談ができるようにし、組織として対応できる体制を整えること。また、これらの取組により相談員の心理的負担の軽減にもつなげること。
- ※ 臨床心理士等は、受託事業者が雇用する者である必要はなく、本仕様書に定める要件を満たす体制を構築すれば、外部の人材を活用することとしても構わない。

オ 関係機関等との連携

- ・ 相談内容等に応じて、パーク内の新卒応援ハローワーク、滋賀県地域若者サポートステーションその他関係機関と情報の共有を図るとともに、連携して対応すること。
- ・ 滋賀県が東京都千代田区有楽町に設置している移住相談窓口「しが IJU 相談センター」と情報の共有を行い、UIJ ターン就職希望者の就労支援を行うこと。

カ その他

- 情報収集・発信
求職者にとって有益な情報を広く提供するため、以下の活動を行う。
 - 収集対象
 - ・ 滋賀県、県内市町、経済団体等が実施する就職促進事業
 - ・ 企業の人材確保に関する動向
 - ・ その他、求職者の就労支援に関するあらゆる情報
 - 取組：
 - ・ 上記情報を積極的に収集し、相談者等へ広く発信すること。
- フォローアップ・状況確認
 - ・ 年1回以上ダイレクトメール等を送付して就職活動状況や就職先等の確認を行うこと。
 - ・ 対象はハローワーク求職登録者を除くものとする。
- 相談チャネルの確保
 - ・ Web 会議システム等を用いたオンラインでの相談に対応すること。

6.3 人材確保支援業務

県内企業が直面する人材確保および定着に関する課題に対し、採用活動の戦略立案から若手人材の育成・定着支援までを総合的にサポートする。企業の採用力を強化し、求職者とのミスマッチを解消することで、県内企業の持続的な成長に貢献する。

ア 企業向け人材相談窓口の運営

県内企業が現在直面している人材確保や若手人材の定着に関する課題に対応するため、採用活動や定着に向けた助言・支援を行う。

- 支援対象

県内に事業所等を有する企業の人事・採用担当者

- 取組内容

- 人材確保に関する取組支援

- ◇ 企業の人材確保の取組に関わる以下の支援を行うこと。

- ・ 若手等の人材確保に採用広報や情報発信の方法に関する助言
- ・ 採用後の円滑な定着に向けた、受入れ時の工夫や職場内での取組に関する助言

- 企業向けパークの利用促進

- ◇ 企業向けパークの利用促進を図るための施策を実施する。

- 企業情報の収集と共有

- ◇ 企業情報を収集し、就活支援コーナー・新卒応援ハローワークなど関連機関と情報を共有する。

- 国の人材関連施策・ツール等の情報収集および企業への提供

- ◇ 国（厚生労働省、経済産業省等）が提供している人材確保・育成・定着に関する情報（企業が活用できるツールや補助金の情報等）を収集し、県内企業へ情報提供を行う（ホームページへのリンク掲載や企業への助言等）。

- 企業訪問等および関係機関との連携

- ◇ 企業に対する提案や助言、情報収集を行う際、企業訪問を実施する。
- ◇ 必要に応じて、ハローワークの関係部門（事業所部門、企画部門等）と連携すること。

- 雇用促進活動

- ◇ 雇用情勢を踏まえ、企業に対する求人開拓等を通じて雇用促進を図る。

- 移住就業支援事業の対象法人開拓

- ◇ 滋賀県が別途実施している移住就業支援事業の対象法人を開拓する。

- その他支援活動

- ◇ 助成金情報や求人掲載に関する情報提供を実施する。

イ セミナーの実施

- ・ 職場環境改善や採用力向上等、若者の人材確保に資するセミナーを計3回開催する。
 - ※ 他に企画されているイベント等に併せて実施することがより効果的であると見込まれる場合は、合同実施を妨げない。ただし、その場合、他のイベントと本業務との棲み分けを明確にして実施し、経費においても峻別して管理すること。
- ・ 各回のセミナーについて、重複しないようテーマ設定を行うものとする。
- ・ 実施の都度、参加企業に対してアンケート調査を実施し、結果について分析の上、滋賀県に報告する。

ウ 採用状況等アンケートの実施

- ・ 企業の採用状況、人材確保・定着・人事施策等に係る実態や課題等を把握するためのアンケートを、上半期および下半期の計2回実施する。

エ その他

- ・ マッチングサイト「WORKしが」を効果的に活用すること。
- ・ 各種事業の実施にあたり、企業の参加を促すこと。
- ・ 上記のほか、企業支援にあたり必要な業務を行うこと。

6.4 人的資本経営に向けた経営層のマインドチェンジ促進事業

DX や脱炭素、少子高齢化の進行など様々な環境変化に的確に対応して、リスキリングや人材定着・育成・ワークエンゲージメントといった人的資本経営の取組を進めることで、企業の生産性向上や人材確保・育成、質の高い雇用の実現に向けた好循環の創出につなげられるよう、各種専門家による県内企業の人材戦略の構築や実践に向けた総合的な取組を支援する。

ア 総合的な人材戦略の構築や実践に向けた相談支援

中小企業診断士や人材コンサルティング等の専門家により、リスキリングや DX・ワークエンゲージメントなど人的資本経営にかかる専門的な知見を活かし、県内企業が総合的な人事戦略に基づく取組を促進するための相談対応を行う。

● 支援対象

県内に事業所等を有する企業の社長、取締役、最高人事責任者(CHRO)または人事担当役員といった経営層等

● 取組内容

➢ 経営戦略および人材戦略に係る課題整理

社会環境や事業環境の変化を踏まえ、現在の経営戦略および人材戦略に関して、経営層の視点から課題を整理する。

➢ 必要な人材像やスキルなどの明確化

中長期的な視点に立ち、今後の事業展開や経営方針を踏まえて必要となる人材像、スキル、役割等を整理する。

➢ 人材戦略に基づく取組の方向性整理

人材確保、育成、定着、リスキリング、DX、ワークエンゲージメントなど、人材戦略全体の観点から、今後取り組むべき施策の方向性および優先順位を整理する。

● 専門家について

- ・ 中小企業診断士や人材コンサルティングなど、企業の経営戦略や業務分析をもとに、総合的、戦略的な人材確保の取組に関する支援ができる者とする。
- ・ 専門家については、特定の資格を求めるものではないが、専門家として企業の信頼を得るに足る経験（企業経営的視点を踏まえた人材コンサルティングや企業の人事責任者としての豊富な経験等）を有していること。
- ・ 本事業では、人材戦略の構築や人材確保・定着・育成に向けた取組支援、企業における DX など、その相談・支援依頼の分野・内容は多岐に渡るものと想定されることから、極力、それらに対応できるよう専門家支援の体制を構築すること。

● 支援方法

- ・ 支援の方法は、企業訪問だけでなくオンラインや集合型など、その支援の内容や段階に合わせて、より効率・効果的な手法を選択し実施すること。
- ・ 専門家は、パークに常駐する必要はなく、外部人材を活用しても構わない。その場合、企業からの支援依頼等を受付け、専門家に支援を依頼する窓口機能を設けること。また、専門家の支援に当たっては、企業の相談内容等を踏まえた適切な専門家が支援できるようにすること。

イ 人的資本経営の取組の必要性の理解促進に向けたセミナー事業

リスクリングや DX・人材定着・育成・ワークエンゲージメントといった人的資本経営の取組を進める必要性を理解、認識して、各企業に必要な取組を進めてもらう“きっかけ”またはその一助となるセミナー事業を行う。

● 主なテーマ・内容

- ・ 少子高齢化や技術進歩など社会環境の変化を踏まえ、リスクリングや DX・ウェルビーイングなど人的資本経営の必要性の認識促進。
- ・ 具体的には、企業における「戦略人事」の視点と「DX 推進（リスクリングを含む）」を両輪とした経営層向けセミナーとする。内容については提案によるが、以下の視点を盛り込むこと。
 - ・ **経営戦略と連動した戦略人事の取組の重要性**
人材不足が経営戦略に与える影響を認識し、経営層が主体的に人材戦略を立案・実行する重要性。
 - ・ **DX 推進・リスクリングによる生産性向上**
 - ・ 労働力人口減少下での「限られた人材で生産性や付加価値を高める」ための DX の役割。
 - ・ DX を経営戦略と一体的に捉え、生産性向上と新たな価値創出につなげる考え方。
 - ・ リスクリングによる従業員の能力向上と、業務プロセス再設計の重要性。
 - ・ **戦略人事と DX・リスクリングの連携による好循環の創出**
 - ・ DX 推進やリスクリングを通じ、人材の「獲得・育成・定着・循環」を回し続ける仕組みを構築するための、経営層のリーダーシップと全社的な取組の必要性。
- ・ 講師はテーマに合った者を選定し、テーマの設定と併せて事前に県と協議すること。

● 対象者

- ・ 県内企業の社長、取締役、最高人事責任者（CHRO）または人事担当役員などの経営層等

● 開催回数

- ・ 8回以上とする。各開催に当たっては、それぞれ別のテーマにより開催する。

● 開催場所・開催方法

- ・ 開催場所については、対象者が参加しやすい場所とすること。
- ・ 対面式による開催を想定しているが、感染症等の理由によりオンラインや対面とオンラインのハイブリッドによる開催もできるものとする。

● その他

- ・ 本セミナーの開催に当たっては、経済・産業団体と連携すること。
- ・ 実施の都度参加企業に対してアンケート調査を実施し、結果について分析の上、滋賀県に報告する。
- ・ 本セミナーの参加企業に対して、パークが実施する他の人材確保支援事業の周知・広報にもつなげること。
- ・ 活用企業個社への支援だけでなく、県内企業全体の取組促進につなげる工夫を行うこと。
- ・ 大学や団体等が実施する事業のうち、県と連携して実施されている事業、または国からの支援を受けて実施されている事業等について、本委託事業との連携を図るものとする。

ウ 企業向けリスキリング関連情報の web サイト掲載

経営層向けセミナーの参加企業や、セミナー未参加の企業がリスキリング推進の参考にできるよう、しがジョブパークのウェブサイト内にリスキリングに関する情報を掲載する。

目的:

- ・ 県内企業のリスキリングへの理解促進と具体的な取組への支援。
- ・ リスキリングに関する情報へのアクセシビリティ向上。
- ・ リスキリングを検討する企業にとっての参照点となること。

掲載内容:

- ・ リスキリングができる機関や講座（県内大学等が提供するカリキュラム等）の一覧。

エ その他

- ・ 本事業および人材確保支援業務の実施を通じ、戦略人事や DX、採用・定着に係る企業の現状や課題を把握、分析し、今後の県の企業支援の取組の方向性等について検討を行うこと。

6.5 若者未来塾（就職・就業支援セミナー）の実施

パーク利用者、大学生、若手社員等を主な対象に、“はたらく”をテーマに自己理解や就職スキルを習得する多様なセミナーを提供する。

● 対象者

- ・ 学生、既卒者、一般求職者、若手社会人等を主な対象とするが、左記以外の求職者の参加を妨げない。

● 目的

- ・ 対象者に対し短期かつ選択可能なセミナーを実施し、パーク内機関と連携して、県内企業等との適切なマッチングを促進する。

● プログラム

- ・ プログラム内容は提案内容により決定する。

● 実施内容

- ・ セミナーの概要

1回あたり 60分～90分程度のセミナーを、以下①と②を合わせて計 50回以上開催する。

① 人材育成セミナー（35回以上）

- ・ 目的： 社会人基礎力等の養成研修
- ・ テーマ数：16種類以上
- ・ 備考： キャリア形成促進プログラムの事前研修を兼ねることも可能

② 就職支援セミナー（15回以上）

- ・ 目的： 業界・企業研究、面接対策等、応募動機付けから就職までを支援
- ・ テーマ数：8種類以上
- ・ 開催場所・回数の条件
 - 参加者の利便性と地域性を考慮した会場を確保すること。
 - 全開催回のうち、10回以上はパーク内セミナールームで開催すること。
 - 1回は入社後おおむね3年以内の若手社員等対象に、定着支援を目的とした内容で実施。
 - 1回の講座時間を分割して複数回に分けて開催することが可能。
 - 同一テーマのセミナーを複数回開催する場合、録画配信を可能とする。
 - 同じ録画による繰り返し配信は最大5回まで（アーカイブ配信は制限しない）。
 - 参加者と質疑応答ができる工夫を行うこと。

● その他

- ・ 年間のセミナー計画を作成し、滋賀県の承諾を得ること。
- ・ セミナーの実施に必要な資料等を作成すること。
- ・ セミナーの実施に当たっての講師派遣や連絡調整、参加者アンケート等の付随業務を行うこと。
- ・ 受講者の募集に係る広報を行うため、チラシ等の広報物を作成し、広報すること。特に年間を通じて、セミナーを開催するため、それを踏まえた広報を行うこと。
- ・ 就活支援コーナーやハローワーク、地域若者サポートステーションの相談員等からヒアリングを行うなど、求職者のニーズに沿った内容で実施すること。
- ・ 一部もしくは全部の講座をオンラインで開催するなど、参加者の利便性等を考慮すること。

6.6 就職面接会等の実施

学生、既卒者、一般求職者等と県内企業の人材確保を目的に、各事業の実施体制に記載する機関等と連携して、就職面接会や就職相談会を実施する。

ア 就職面接会

- 実施体制
 - ・主催：滋賀県、滋賀労働局
 - ・協力（予定）：滋賀経済産業協会、中小企業団体中央会、環びわ湖大学・地域コンソーシアム※その他、滋賀労働局が委託して実施している若年者地域連携事業とも連携して実施すること。
- 開催時期および回数
 - ・6～8月頃に1回、1～2月頃に1回を予定（県と受託者の間の協議により決定）
- 対象者
 - ・卒業年次の学生
 - ・関係機関との協議により上記以外の者を対象に含めることも可とする。
- 費用負担
 - ・滋賀県と滋賀労働局とで折半を予定しているため、それにかかる経費を負担すること。【参考：別紙2「R3～R7 面接会経費」】（※経費については共催団体で按分するものとするが、広報等を単独で実施することは妨げない。）
- 業務内容
 - ・面接会の企画および運営を担うこと。ただし、意思決定は各関係機関との協議をもって行うものとする。
 - ・広報活動について、広域的かつ重点的に行い、参加者を募ること。
 - ・上記のほか開催にあたり必要な業務を行うこと。

イ 就職相談会

- 実施体制
 - ・主催：就職相談会実行委員会
- 開催時期および回数
 - ・11月頃 1回
- 対象者
 - ・就職を希望する高校3年生
- 業務内容
 - ・相談会の企画・運営を必要に応じて補助すること。
 - ・会場費（上限50万円）を負担すること。

6.7 合同企業説明会の開催

就労支援と県内企業の人材確保を目的に、各事業の実施体制に記載する機関等と連携して、県内の企業や業界等の情報を発信等できる合同企業説明会を開催する。

- 実施体制

- ・主催：滋賀県（協力：滋賀労働局）

- 対象者・開催回数・開催時期・および開催場所

対象者	卒業年次の学生を中心とし、既卒者・一般求職者の参加を妨げない	卒業年次未滿の学生を中心とし、既卒者・一般求職者の参加を妨げない
開催回数	1回以上	2回以上
開催時期	上半期（4～9月）	3月
開催場所	滋賀県内	滋賀県内

- ・開催時期：上半期および3月頃を予定し、委託者と受託者の間の協議により決定する。
- ・開催場所：滋賀県内（合計3会場以上。ただし、卒業年次未滿の学生を対象にした2回は、開催地域に偏りが無いようにすること。）

- 出展企業数

- ・延べ170社程度以上とする。

- 業務内容

(1) 会場の確保・運営

- ・参加者の利便性（交通アクセス、バリアフリー等）および地域性を考慮した会場を確保すること。
- ・想定参加者数および出展企業数に応じた十分な規模・動線を確保し、円滑な運営が可能な会場とすること。
- ・当日の受付、会場設営、撤去、進行管理等、合同企業説明会全体の運営を行うこと。

(2) 出展企業の募集・選定

- ・出展企業の募集を行い、円滑な出展に資するため、事前説明会や資料提供等の必要な支援を行うこと。
- ・出展企業の募集にあたっては、業種・地域の偏りに配慮すること。
- ・若年者の育成や人材育成に積極的に取り組む企業を優遇するなど、求職者の関心を高める工夫を行うこと。

(3) 出展企業支援・情報提供

- ・参加企業の概要、事業内容等を掲載した企業情報冊子を作成し、企業の魅力発信を図ること。
- ・参加企業による説明内容を、オンラインで発信できる仕組み（動画配信、アーカイブ配信等）を構築すること。

(4) 参加者募集・広報

- ・ 広報活動について、広域的かつ重点的な周知を行い、参加者の募集を図ること。
- ・ 若年層に効果的な媒体や手法を活用するなど、ターゲットを意識した広報を行うこと。

(5) 当日の参加者対応・導線設計

- ・ 参加者のニーズや関心を把握し、適切な企業ブースへ誘導する案内・誘導を行うこと。
- ・ 参加者が複数の企業ブースを訪問しやすくなるよう工夫を行うこと。

(6) 効果検証・報告

- ・ 当日は、参加者および参加企業の双方にアンケートを実施し、集計・分析を行うこと。
- ・ 効果検証を行い、次年度以降の事業改善に資する報告を行うこと。

(7) その他

上記のほか、合同企業説明会の円滑な開催にあたり必要な業務を行うこと。

6.8 就労安定化支援事業

不安定就労者を対象に、次の支援事業を実施する。

ア キャリアカウンセリング業務

○相談対応

- ・ 就活支援コーナーにおいて、不安定就労者を対象として、就職活動等に係る個別相談・キャリアカウンセリングを行うこと。個々の職業適性や能力、経験、価値観などを踏まえた職業選択や就職活動等に関するカウンセリングを行うとともに、就職活動に関する各種情報の提供や啓発を行うこと。
- ・ 相談者の希望に応じて適性診断を行うこと。また、就職活動に係る応募書類の作成指導、添削および模擬面接等を行うなど、就職活動支援の取組を行うこと。
- ・ 職業紹介（紹介状の発行）は、新卒応援ハローワークに取り繋いで行うものとする。
- ・ 各関係機関で情報共有ができるよう、相談記録を作成すること。
- ・ 相談者の就職など進路決定の状況等について、把握に努めること。

○定着支援

- ・ 相談やメール等により、就職後の職場定着の把握を行うこと。
- ・ 必要に応じて企業訪問を行い、利用者や企業の人事担当者の相談を受けること。
- ・ 職場定着に係る支援を記録しておくこと。

○その他

- ・ 相談内容等に応じて、パーク内の新卒応援ハローワーク、滋賀県地域若者サポートステーションその他関係機関と情報の共有を図るとともに、連携して対応すること。また、必要に応じて、各機関と情報の共有を行うこと。
- ・ 就活支援コーナーと同様にオンライン相談にも対応すること。
- ・ 相談者の個人情報の保護について必要な措置をとり、情報管理に十分配慮すること。
- ・ 年1回以上ダイレクトメール等を送付して就職活動状況や就職先等の確認を行うこと。なお、対象はハローワーク求職登録者を除くものとする。
- ・ 上記のほか、求職者支援にあたり必要な業務を行うこと。

イ 就職支援セミナーの実施

不安定就労者を対象としたセミナーを実施する。セミナーのテーマ・内容については、同求職者の就職活動に資するものとし、具体的な内容は提案によるものとする。

○実施場所

パーク内セミナールームでの実施を想定するものとするが、それ以外の場所での実施も可能とする。セミナーのテーマ・内容等による実施規模を踏まえた適切な会場を選択すること。

○実施内容

- ・ 実施内容・回数：1回につき60分から90分程度のセミナーを計3回以上開催。
- ・ テーマ・内容：不安定就労者の求職者の中には、1回の受講で目的を達成する者や、複数回の受講・支援が必要な者など様々な方がいると想定されることから、それらを踏まえたメリハリのあるセミナーとして提案し、実施とすること。

※複数回の受講・支援が必要な者を対象としたセミナーについては、着実にステップアップできるように計画し、複数のセミナーを同一参加者に対して実施するものでも構わない。ただし、セミナーの内容・ステップアップの計画等を提案し、滋賀県の下承を得ること。

○その他

- ・ セミナーの実施に必要な資料等を作成すること。
- ・ セミナーの実施に当たっての講師派遣や連絡調整、セミナールームの確保、参加者アンケート等の付随業務を行うこと。
- ・ ハローワーク、地域若者サポートステーションの相談員等からヒアリングを行うなど、求職者のニーズに沿った内容で実施すること。
- ・ セミナー参加者の就業状況等を確認・把握するなど、フォローに努めること。
- ・ 不安定就労者対象の本セミナーと「ウ マッチングイベント」を1つのイベントとし、同日、同会場で開催することも可能とする。
- ・ 上記のほか実施にあたり必要な業務を行うこと。

ウ マッチングイベントの実施

不安定就労者を対象にマッチングイベントを実施する。ハローワーク等の各関係機関と連携を図るとともに、就職セミナー参加者にも積極的に働きかけ、参加求職者を募集すること。

○開催回数

- ・ 計3回以上とする。

○開催時期

マッチング効果を高めつつ、6.7 合同企業説明会等と合わせ年間を通じ機会提供を行う視点から、県と協議の上で決定すること。

○開催場所

- ・ 各回県内の異なる地域で開催すること。なお、会場は参加者の利便性を考慮した場所とする。

○対象者

- ・ 不安定就労者を主な対象とし、その他の求職者を対象に含めることを妨げない。

○出展企業数

- ・ 延べ 50 社程度

○業務内容

(1) 会場の確保・運営

- ・ 利便性（交通アクセス、バリアフリー等）および地域性を考慮した会場を確保する。
- ・ 想定参加者数および出展企業数に応じた十分な規模・動線を確保し、円滑な運営が可能な会場とする。
- ・ 当日の受付、会場設営、撤去、進行管理等、合同企業説明会全体の運営を行う。

(2) 出展企業の募集・選定

- ・ 出展企業の募集を行い、円滑な出展に資するため、事前説明会や資料提供等の必要な支援を行う。
- ・ 出展企業の募集にあたっては、イベントの趣旨や参加者について企業の理解を得ること。

(3) 出展企業支援・情報提供

- ・ 参加企業の概要、事業内容等を掲載した企業情報冊子を作成し、企業の魅力発信を図る。

(4) 参加者募集・広報

- ・ 広報活動について、広域的かつ重点的な周知を行い、参加者の募集を図ること。

(5) 当日の参加者対応・導線設計

- ・ 参加者のニーズや関心を把握し、適切な企業ブースへ誘導する案内・誘導を行う。

(6) 効果検証・報告

- ・ 当日は、参加者および参加企業の双方にアンケートを実施し、集計・分析を行う。
- ・ 効果検証を行い、次年度以降の事業改善に資する報告を行う。

(7) その他

- ・ 上記のほか開催にあたり必要な業務を行う。
- ・ 不安定就労者等の求職者対象の「イ 就職支援セミナー」とこのマッチングイベントを1つのイベントとし、同日、同会場で時間を区分して開催することも可能とする。

6.9 しがキャリアデザイン推進事業（ジョブパークの機能強化）

本事業は、「人材循環」という視点に立ち、若者のキャリア形成支援を通じて滋賀県への定着と回帰を促すことを目指す。学生時代における県内企業との接点構築から、県外就職後の継続的な関係構築、そしてリターンを含む将来的な再流入支援までを一貫して推進する。

特に、学生が将来の進路や働き方を考える過程において、早期から地域や企業との多様な接点を持つことを重視し、「生活・就労拠点の選択」という主体的な視点を育むよう支援する。これに当たり、大学のキャリアセンターやキャリア教育に携わる教員との連携を強化し、大学におけるキャリア教育の深化と広がりを促進する。

併せて、県外就職者やリターンを希望する若者等に対し、オンラインセミナーやキャリア相談等の支援を総合的に実施するとともに、滋賀における多様な働き方や暮らしの魅力を Web 等で発信することで、地域への帰属意識の醸成と将来的な再流入を促進する。

6.9.1 学生時代における県内企業との接点構築

ア 大学等と連携したキャリア教育等の推進およびジョブパーク活用の促進

【目的】

- ・ 大学におけるキャリア教育の取組を支援・促進し、大学と企業、パークの連携を強化することで、学生のより主体的なキャリア形成支援と人材循環の促進を図る。

【対象】

- ・ 大学内の関係部署（キャリアセンター、教務部門等）、キャリア教育に関心や熱意を持つ教員、県内企業
- ・ 学生（学年を問わない）

【事業内容】

大学等におけるキャリア教育の深化と広がりを支援するため、以下の取組を実施する。また、これらの事業を通して、本項以降の各取組（イ、ウ、エ）においても本項で定める視点を取り入れ、連携を強化し推進すること。

● 大学等との連携を通じたキャリア教育プログラム導入の促進

- ・ 学生が自身のキャリア形成をより深く、主体的にデザインできるよう、パークが有する多様なプログラムや資源を大学のキャリア教育に連携させていくことを積極的に提案・推進する。
- ・ 具体的には、大学等におけるキャリア教育への取組がさらに深まるよう、パーク事業に係る情報提供を行うとともに、キャリアセンターやキャリア教育に関心や熱意を持つ教員との連携等を通じ、授業内外でのキャリア教育プログラムの導入可能性を検討するとともに、その実施に努める。
- ・ この連携による具体的なプログラム実施については、「6.5 若者未来塾」及び「6.9.1 学生時代における県内企業との接点構築」の各項目における「大学連携による実施件数」として、以下の通り目標設定する。

目標内容・件数	若者未来塾	大学連携を通じた人材循環の促進／ キャリア形成促進プログラム
大学連携による プログラム実施件数	6件	3件

- **大学連携を通じた人材循環の促進**
 - ・ キャリア教育や企業理解、滋賀県での「働く」ことや「暮らす」ことの魅力を総合的に発信するプログラムなどを実施するものとする。実施に当たっては、事業内容や可能性、ニーズを大学側と調整したうえで、大学等の学内イベントやキャリア相談会の場の活用や教員との連携、その他大学内の場の活用等を行うこととする。
- **大学相互間の効果的な実践事例の共有と横展開の促進**
 - ・ 大学における効果的なキャリア教育実践事例などの共有を図る。
 - ・ 他大学の関係者がこれらの事例に触れる機会を設けることで、学内連携の促進や新たな取組のヒントを提供できるよう工夫する。
 - ・ 個別の実践から得られた知見やノウハウを、広く他の大学や教員へ情報発信していくことで、県内大学全体のキャリア教育の質の向上に寄与することを目指す。

イ キャリア形成促進プログラム等の実施

(1) 低回生向けキャリア形成促進プログラム

【目的】

学生に「働くこと」全般、特に「滋賀県で暮らし働くイメージ」の醸成を図るための体験機会を提供する。

【対象】 学生のうち、大学1～2回生、短期大学1回生を主な対象とする。

【実施頻度】 年2回以上実施すること。なお、大学の授業スケジュールや教育課程と連携し、授業の一環として実施することや、複数回に分けて実施することを妨げない。

【実施形態・位置づけ】 本プログラムは、以下のいずれか、または複合的な形態で実施する。

- 正課授業外として実施するキャリア形成支援プログラム
- 授業の一部または関連企画として位置づける形で実施する形態
(大学のキャリアセンターや教員との情報共有・意見交換等も通じながら、大学のキャリア教育の今後の展開可能性を検討するための事業)

【内容例】

学生のキャリア形成支援段階や大学側のニーズ、カリキュラムでの位置づけ等を踏まえ、以下の要素を柔軟に組み入れて実施する。内容は、大学等とも協議の上、受注者と発注者との間で調整するものとする。

- ・ 滋賀県内企業・業界の説明
- ・ 働く意義やキャリア形成をテーマとしたワーク
- ・ グループワーク（仕事理解、課題解決型等）
- ・ 振り返り・キャリア意識醸成のためのまとめ

(2) 実践的キャリア教育プログラム

(a) プログラム内容

以下の2つのプログラムを実施する。

- **プロジェクト型キャリア教育実習**

【目的】 学生の適性見極めとキャリア教育の充実を図る。

【対象】 学生のうち、大学1～2回生、短大1回生

【期間・実施時期】 夏季・冬季に実施（原則として5日間以上の開催）

【内容】 企業が抱える具体的な課題に対し、学生がチームで取り組む実践的なキャリア教育プログラムとすること。

- **プロジェクト型インターンシップ**

【目的】 学生の適性見極め及び専門性の活用、汎用能力養成を図る。

【対象】 学生のうち、大学3～4回生、短大2回生、修士1～2回生

【期間・実施時期】 夏季・冬季に実施

【内容】 採用と大学教育の未来に関する産学協議会 2021 年度報告書「産学協働による自律的なキャリア形成の推進」に示されたタイプ3「汎用的能力・専門活用型インターンシップ」の要件に準拠したプログラム設計とすること。

【実施形態】 原則対面実施とするが、テレワークが常態化している企業に限りオンラインでの実施を認める。

(b)準備・開拓・広報活動

キャリア教育プログラムの受け入れ先を確保し、参加者を募るための準備を行う。

- **企業開拓等**

- ・ 企業への働きかけを行い、受入先の確保を行う。

- **広報活動の実施**

- ・ 事業全体の広報チラシを作成し、県内外の大学等に送付する。
- ・ 県内大学・就職支援協定締結校等に訪問し、説明会を実施する。必要に応じて、大学等で開催されるインターンシップ等説明会での出席や、大学のキャリア教育との連携など、参加者増加に向けた工夫を行うことについて差し支えない。
- ・ 「しがジョブパーク」web サイトにおける事業案内等を行う。

(c)マッチング・実施前準備

企業と応募してきた参加者を結びつけ、キャリア教育プログラム実施に向けた準備を行う。

- **参加者の募集・マッチング等**

- ・ 「しがジョブパーク」web サイトを通じて参加者を募集し、企業と学生のマッチングを行う。
- ・ 就活支援コーナーと連携し、学生からの個別相談に対応する。

- **参加者向け事前研修の実施**

- ・ 参加学生等に対して、ビジネスマナー等の事前研修会を実施する。なお、単独実施ではなく、前述「若者未来塾」の人材育成セミナーの一環として実施することを妨げない。
- ・ インターンシップ受入企業と学生が交流できるイベントを実施する。

- **受入企業支援の実施**

- ・ 企業が学生受入に際し、効果的なプログラムを設計・運営できるよう、プログラム内容の企画支援や運営ノウハウの提供、受入準備のアドバイス等の支援を行う。

- **保険加入**

- ・ 期間中の事故に備え、受託事業者が保険加入手続きを行い、保険料を負担するとともに、補償内容をプログラム開始前に受入企業および参加学生に示すこと。
- ・ 補償内容としては、以下2点のいずれもカバーできるものとし、学生教育研究災

害傷害保険（学研災）および学研災付帯賠償責任保険（学研賠）と同様以上の保険金額を付保すること。

- ① プログラム実施中に、他人にケガを負わせ、また他者の財物を損壊したことにより法律上被る損害賠償を補償するもの
- ② プログラム実施中および往復の移動中に、参加学生が事故により自身に負った傷害を補償するもの

(d) キャリア教育プログラム実施・成果報告

- **プログラムの実施支援**
 - ・ 企業と学生間の調整を行い、円滑なプログラム実施を支援する。
- **成果報告会の開催**
 - ・ 参加学生による成果報告会を開催する。ただし、プログラム実施期間における企業内での成果報告に代えても良い。その場合、企業のプログラムに社内向け報告会を設けることを要する。

ウ 大学等キャリアセンターと県内企業の連携基盤づくり

【目的】

大学等のキャリアセンター（以下「大学等 CC」という。）と県内企業の人事・採用部門との接点構築を通じて、両者の相互理解を促進し、平時からの情報共有や意見交換が行いやすい関係構築を促進することで、学生へのキャリア支援の充実および県内企業の情報発信力の向上につながる連携基盤の整備を図ることを目的とする。

【対象】 県内企業の人事・採用部門担当者・大学等キャリアセンター担当者

【内容】

企業担当者と大学等 CC 担当者が相互理解を深める機会として、以下の取組を企画・運営し、企業と大学等 CC との接点創出および関係性の深化を支援する。

交流会・名刺交換会・意見交換会 等

【実施方法・開催形態】 対面またはオンライン等とし、目的や対象に応じて柔軟に設定する。

【開催回数】 年間1回以上

エ 協議会等の運営

【目的】 産業界、高等教育機関、行政等が連携を密にしてキャリアデザインに関する取組を円滑かつ効率的に実施することで、若者の職業意識や勤労観を醸成するとともに、滋賀県内の産業や企業等についての理解を深め、県内企業等への人材循環の促進や長期定着を促進することを目的とする。

【内容】

	協議会の運営支援	意見交換会の実施
位置づけ	人材循環に係る事業計画等をあらかじめ関係者に諮るとともに、結果を共有し、より良い事業の実施内容や手法等を議論する	協議会の体制を活かし、質の高いキャリアデザイン教育や人材循環の促進を図る目的で実施する、担当者レベルでの意見交換会

実施手法	書面を予定	オンラインまたは対面
開催回数	年1～2回	年2回
受託者の実施業務	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会で使用する、インターンシップ等の実施報告書や実施予定のインターンシップ等の事業計画書の資料作成等を行う。 ・協議会自体の運営は県において実施する。 	開催にあたってのテーマ設定および意見交換を円滑に進めるための支援（ファシリテーション）を行う。
その他	-	うち1回は、「大学等キャリアセンターと県内企業の連携基盤づくり」の取組と連携して実施することを妨げない。

6.9.2 就職者等との接点維持・魅力発信

【対象】若手社会人等および県外就職者・UIJ ターン検討者

ア 就職者等の情報把握・収集および管理等

- ・ 本事業を通じて接点を持った県内外への就職者等について、継続的な支援および情報提供に資することを目的として、情報の把握・収集および管理を行う。
- ・ 把握・収集する情報は、就業地域、就業形態、年齢層、関心分野、連絡先等の必要最小限の項目に限るものとする。
- ・ 取得した情報は、「しがジョブパーク」の利用者情報として一元的に管理・保管するとともに、キャリア相談支援、情報提供、UIJ ターン関連施策等の目的の範囲内で活用する。
- ・ 首都圏情報発信拠点（ここ滋賀）において運営される予定である関係人口プラットフォームの登録対象となり得る者に対しては、取得した個人情報に関係人口プラットフォームに連携することについて、同意を得るとともに、連携するものとする。
- ・ 情報連携の手法については、県と別途協議のうえで実施するものとする。

イ 就職後のキャリア相談支援

- ・ 就職後のキャリア形成と地域への還流支援を目的とし、県外就職者を含む若手社会人等を対象に、「しがジョブパーク」において、自己分析、中長期的なキャリア形成や働き方、UIJ ターンを含む地域への還流に関する相談支援を実施する。
- ・ 利用者が自身のライフステージや中長期的な視点から将来の働き方やキャリア形成を深く考え、相談できる機会を提供する。
- ・ 利用者が自身のライフステージや将来の展望を踏まえ、滋賀県での長期定着やキャリア選択の可能性を具体的に検討できる機会を提供する。
- ・ 実施方法は、対面またはオンライン等、利用者の状況に応じて柔軟に設定するものとする。

ウ オンラインセミナーの実施

○目的

県外在住者等に対し、県内企業や業界・職種等を含めた滋賀県での就労に関する情報提供を行

うことで、滋賀県内における多様な働く場や働き方への理解を促進し、将来的な就業先の選択肢として滋賀県・県内企業を認識してもらうことを目的とする。

○対象

県外就職者・UIJ ターン検討者

○事業内容

- ・ 県内企業の紹介を主とする連続（シリーズ形式）のオンラインセミナーを実施する。
- ・ セミナーを通じて、以下のような「働く」に関する情報を中心に情報提供を行う。
 - － 県内にどのような企業・業界・職種が存在するか
 - － 県内企業の特徴や魅力
 - － 滋賀県における多様な働き方（女性の就業、ワーク・ライフ・バランス等を含む）
- ・ UIJ ターン就職等を検討する上で必要となる移住関連情報については、しが IJU 相談センター等の関係機関と連携して情報提供を行うものとする。ただし、本事業においては、県内企業への就業促進を主な目的とし、移住に関する詳細な相談対応等は関係機関と役割分担の上で実施するものとする。具体的な連携内容については、県と別途協議・調整の上決定すること。

○実施方法

実施形態：オンライン 開催回数：年6回（シリーズ形式）

○業務内容

- ・ セミナー全体の企画立案および運営を行うこと。（県内企業など登壇者等の手配を含む）
- ・ 各回のテーマ設定にあたっては、県内企業・業界・職種等に関する理解が深まる内容とすること。
- ・ セミナー参加者を募集するため、県外在住者に対し、効果的な広報を行うこと。
- ・ 進行管理、当日の運営等を行うこと。
- ・ セミナーの内容について、アーカイブ配信を行うこと。配信方法や公開期間等の詳細については、県と協議の上、決定すること。

エ 滋賀での働き方や人材確保・育成等に積極的な企業等の情報発信

- ・ 滋賀の中小企業や滋賀での働き方の魅力を発信する記事等を作成し、「しがジョブパーク」web サイトにて発信する。
- ・ 県外就職者や UIJ ターン検討者に加え、就職前の学生などが滋賀での就労や生活を具体的にイメージできる内容となるよう配慮する。
- ・ 記事の作成件数は年間10件以上とする。
- ・ 「WORKしが」等の情報も活用し、求職者向けに発信すること。
- ・ 企業開拓に当たっては、人材確保支援コーナーと連携の上進めるとともに、他の移住施策も積極的に活用できるよう支援すること。
- ・ 空き家バンクや他の移住支援施策の情報の発信を行うこと。

7. 実施体制

本業務を実施するため、次の職員を従事させることとし、体制表を提出すること。業務の運営上、従事者に変更の必要がある場合は、滋賀県の承諾を得るものとする。

また、業務を円滑に行うために、適宜必要な人員配置を行うこと。

(1) 統括業務

○統括責任者 1名

- 本業務を統括し、進捗管理、品質管理を行うことができる責任者を設置すること。
- 月1回の責任者会議および滋賀県への月次報告に出席すること。
- 滋賀県との連絡・調整を行うこと。ただし、重要な案件を除き、別の者に実施させてもかまわない。
- 必要に応じて、就活支援コーナーの相談員を兼ねることができる。その場合、厚生労働省のキャリア形成促進助成金対象となるキャリアコンサルタントの資格を有すること。

○事務担当

- 統括責任者を補助し、「6.1. 統括業務」に関する業務を、統括責任者の指示により実施する者を設置すること。

(2) 就活支援コーナー

○就労安定化支援事業担当および就労相談担当（キャリアカウンセラー）

■就労安定化支援事業担当

- 受託者は、「6.8. 就労安定化支援事業」に係るキャリアカウンセリング業務について、1名以上配置し、1週間当たり延べ4日間（28時間）以上実施すること。
- 前項に定める28時間については、就労安定化支援業務の専任担当として実施するものとする。
- 受託者は、これに加え、就労安定化支援業務と就労相談業務が関連することを踏まえ、就労相談業務を含む相談業務として、1週間当たり延べ2日以上（14時間以上）を追加的に実施すること。
- 前項の14時間については、就労安定化支援業務を主としつつ、就労相談業務を兼ねて実施することを妨げない。

■就労相談担当

- 受託者は、「就職力強化支援業務（若年求職者等の相談業務）」について、2名以上配置し、1週間当たり延べ10人日間（70時間）以上実施すること。
- このうち延べ2日間（14時間）については、就労安定化支援業務を兼ねて実施することを妨げない。

■配置体制・経験要件

- 受託者は、就労安定化支援事業担当および就労相談担当のキャリアカウンセラーを合算し、月曜日から土曜日までの開所時間中、常時少なくとも2名が相談業務に従事している体制を確保すること。
- 業務に従事する者は、キャリアコンサルタントの資格を有し、就労相談業務に1年以上従事した経験を有する者、または同等以上の能力を有すると認められる者とする。

■業務従事時間の明確な区分

- 就労安定化支援事業および就労相談事業のキャリアカウンセラーについては、業務内容および従事時間を明確に区分し、体制図を整備し、業務日報・シフト表等により記録すること。

【勤務体制（シフト）イメージ（例）】

	月	火	水	木	金	土	計
キャリアカウンセラー① 【就労安定化支援事業担当】 (週4勤務)	7時間	7時間	7時間		7時間		28時間
キャリアカウンセラー② 【就労相談担当】 (週5勤務)	7時間		7時間	7時間 (就労安定)	7時間	7時間	70時間
キャリアカウンセラー③ 【就労相談担当】 (週5勤務)		7時間	7時間	7時間	7時間	7時間 (就労安定)	
配置人数	2名	2名	3名	2名	3名	2名	

(3) 人材確保支援コーナー

○企業支援担当（人材確保アドバイザー） 2名以上

- ・ 「6.3. 人材確保支援業務」に記載する業務に従事する者を2名以上配置すること。
- ・ 人材確保アドバイザーは、企業等で人事/労務管理を行った経験や、職業紹介業務等に従事した経験、企業コンサルティングの経験を有していること。
- ・ シフト制での配置も可能とするが、少なくとも常時2名は業務に従事していること。

(4) 人的資本経営に向けた経営層のマインドチェンジ促進事業

○事業責任者兼担当者 1名以上

- ・ 「6.3 人材確保支援業務」および「6.4. 人的資本経営に向けた経営層のマインドチェンジ促進事業」について、各事業がそれぞれの目的および業務内容に基づき実施されることを前提に、相互に連携して取り組むことができるよう、事業全体をマネジメントする責任者を設置すること。
- ・ 上記と併せて、「6.4. 人的資本経営に向けた経営層のマインドチェンジ促進事業」に記載する業務を行うこと。（必要に応じて別の者が本事業を担当しても構わない。）
- ・ 本事業責任者兼担当者は、パークに常駐する必要はないが、両事業の管理・調整および「6.4. 人的資本経営に向けた経営層のマインドチェンジ促進事業」の業務が円滑に実施できる体制・環境を整えること。
- ・ 企業支援担当（人材確保アドバイザー）および人的資本経営に向けた経営層のマインドチェンジ促進事業の担当者については、業務内容および従事時間を明確に区分し、体制図を整備し、業務日報・シフト表等により記録すること。

(5) 各事業担当

各事業の実施に当たって、円滑かつ確実な遂行が図れるよう、必要となる人員を配置すること。各事業担当は、パーク内または受託者の拠点（原則、県内。県外となる場合は、滋賀県の承諾を得ること）に配置することとする。

また、各事業担当は、専任であることを要しない。

○合同企業説明会、若者未来塾等のイベント事業担当

- ・ 「6.5. 若者未来塾」、「6.6. 就職面接会等の開催」および「6.7. 合同企業説明会の開催」に記載する業務の遂行上必要なる担当者を設置すること。

○就労安定化支援事業担当

- ・ 「6.8. 就労安定化支援事業（キャリアカウンセラーに係る業務を除く）」に記載する業務の遂行上必要なる担当者を設置すること。

○しがキャリアデザイン推進事業担当

- ・ 「6.9. しがキャリアデザイン推進事業」に記載する業務の遂行上必要なる担当者を設置すること。

8. 事業実施運営に係る県との連絡調整・報告・成果帰属等

8.1. 事業実施体制図の提出および担当者名簿の作成

業務の実施に当たり、事業実施体制図を本県に提出するとともに、担当者名簿を作成すること。

8.2. 事業企画案の協議

各事業の実施に当たっては、年間スケジュールや各事業計画等について県に事前に提出し、その承認を得ること。

8.3. 定期報告

事業の成果・効果を把握するため、毎月以下の項目について集計・分析を行い、事業報告書（利用実績報告書）として取りまとめ、滋賀県へ報告すること。なお、報告に使用する様式は自由とするが、国の報告等については定められた様式に準じること。

また、滋賀県が業務上必要なデータの収集および報告を求めた場合には、速やかにその指示に従うこと。

【主な報告事項】

- 「6.業務内容」に記載する各事業・業務の進捗状況、実施結果・総括業務
 - ・キャリアカウンセリング業務
(臨床心理士等による相談支援件数およびその具体的な支援内容を含む。)
 - ・人材確保支援業務
(具体的な相談支援内容等を含めて報告のこと)
 - ・人的資本経営に向けた経営層のマインドチェンジ促進事業
 - ・若者未来塾
 - ・就職面接会、就職相談会
 - ・合同企業説明会
 - ・就労安定化支援事業
 - ・しがキャリアデザイン推進事業

- 「11.事業目標」に記載する各項目（指標）に対する実績
 - ・事業目標に記載する各項目（指標）に対する実績は、前年度との比較をするとともに、目標値に対する達成計画を立て、それに基づく実績（達成状況）も報告すること。
 - ・報告に当たっては、実績等を分析するために必要と認められる場合は、年齢別、属性別、男女別、地域別、目的別などの項目別に整理して報告すること。特に前年度や目標達成計画より下回っている状況にある場合は、その原因を分析し、対応策案等を検討して報告すること

【報告項目】

- パークの利用者数、新規利用者（登録者）数、就職者数、無業者（離職者等）の就職者数
- 就活支援コーナーにおける利用者数、利用者の就職件数
- 人材確保支援コーナーにおける支援企業数、支援企業の採用者数、支援企業における無業者（離職者等）の採用者数、企業セミナー参加者数
- 若者未来塾の参加者数
- 就職面接会、合同企業説明会の参加者数および参加者の訪問件数（参加企業への訪問者件数）

- 不安定就労者のパーク利用者数、就職件数、正規雇用就職者数、同世代を対象としたセミナー・マッチングイベント・合同企業説明会の参加者数
- 中小企業への若者人材還流促進事業における企業向けインターンシップ等活用セミナー参加企業数、マッチング成立数
- UIJ ターン就職推進事業における多様な働き方体験参加者数、セミナー参加者数

○統括所感（事業毎）

○次月の予定（事業毎）

○その他月次の報告において必要と認められるもの

【打合せに係る議事録作成】

打ち合わせを行った際には、その記録概要を作成し、県へ提出すること。

8.4. 業務終了に当たる実績報告

以下の項目を、6 業務内容の各事業（6.1. 統括業務～6.9 しがキャリアデザイン推進事業まで）の項目順に整理し、明確に記載し県へ提出すること。

(1) 各事業の実施概要

事業の目的、実施期間、実施内容、対象者、実施場所等を簡潔に記載すること。

(2) 事業成果および達成状況

- 11. 事業目標に定める各目標（総括目標および各事業目標）に対する達成状況を、実績値とともに詳細に報告すること。
- 数値目標だけでなく、中間アウトカム達成状況に関する定性的評価も記載すること（例：参加者アンケートによる満足度評価、大学や企業の担当者からのヒアリング結果、共同検討プログラムの進捗・質的評価等）。
- 目標達成に至らなかった場合は、その要因分析、および次年度以降の改善提案を具体的に記載すること。

(3) 活動実績の詳細

各事業の活動実績（実施回数、参加者数、対応件数等）を報告すること。

(4) 事業推進上の課題と対応

事業実施中に発生した主要な課題、それに対する受託事業者の対応、および未解決の課題や次年度への提言を記載すること。

(5) 収支報告

業務に係る経費について、12. 業務に係る経費に定める事業区分に基づき、明確に区分した上で、収支内訳を報告すること。

8.5. 事業成果の帰属

本事業を通じて発生した相談記録、企業情報、その他業務遂行により得られた一切の成果物および情報は、年度単位で滋賀県に帰属するものとする。

受託者は、原則として各年度終了時（または県が指定する期日）までに、当該年度に作成・取得した全ての相談記録、企業情報、その他成果物および情報を滋賀県に返還しなければならない。

9. クラウドサービス利用に係るセキュリティ等

本事業の遂行に当たり、受託者においてクラウドサービスを利用しようとする場合、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（Information system Security Management and Assessment Program: 通称、ISMAP（イスマップ））への登録が行われているサービスを利用することを要件とする。

また、利用に当たっては以下事項を遵守すること。

ア 不正なアクセスを防止するためのアクセス制御

- ID 管理（ID の作成から廃棄まで）とアクセス制御を実装すること。
- クラウドサービスを利用する際に使用するネットワークに対するサービスごとのアクセス制御を行うこと
- 管理者特権を保有するクラウドサービス利用者に対し、強固な認証技術を利用すること。
- クラウドサービス提供者が提供するパスワード等の主体認証情報を適切に管理すること。
- クラウドサービス上に保存する情報やクラウドサービスの機能に対してアクセス制御を行うこと。
- クラウドサービス利用者によるクラウドサービスに多大な影響を与える操作の特定と誤操作の抑制ができること。
- クラウドサービス上で構成される仮想マシンに対する適切なセキュリティ対策が実施されていること。
- インターネット等の外部の通信回線からクラウドサービス上に構築したシステムにログインする場合、適切なセキュリティ対策を行うこと。

イ 取り扱う情報の機密性保護のための暗号化

- クラウドサービス内および通信経路全般において暗号化を行なうこと。
- 利用する情報システムに係る法令や規則を遵守する暗号化方式となっていること。
- 取り扱う情報の機密性に応じた保護のための適切な暗号アルゴリズムを用いた暗号化処理を行うこと。

ウ 設計・設定時等におけるセキュリティ対策

- クラウドサービスの利用の企画、要件確認の段階から想定される脅威やリスクに対するセキュリティ対策を検討し、その検討結果を踏まえ、セキュリティ対策を行うこと。また、クラウドサービスで取得可能なログの種類、範囲等を確認し、必要となるログの取得機能を実装すること。
- 情報システムの構築等を業務委託する場合において、クラウドサービスを利用する場合は、クラウドサービス提供者へセキュリティを保つための開発手順等の情報を要求し、それを活用すること。
- クラウドサービス上に他ベンダが提供するソフトウェア等を導入する場合、そのソフトウェアのクラウドサービス上におけるライセンス規定を確認し、管理を行うこと。
- クラウドサービス提供者へ設計・構築における知見等の情報を要求し、それを活用すること。
- 設定の誤りを見いだすための対策を取ること。
- 利用するクラウドサービス上の情報システムが利用するデータ容量や稼働性能を監視し、将来の予測を行うこと。
- リソース不足によるサービス停止に備えて、利用するデータ容量や稼働性能（移植容易性）を

監視し、業務が継続できるよう考慮すること。

- 利用するクラウドサービス上で保護データ等を取り扱う場合は、サービス停止に至る障害に備えて、可用性を考慮した設計とすること。
- クラウドサービス内における時刻同期の方法を確認すること。

10. 事業運営に要する備品等の整備

事業運営に要する備品等を整備すること。備品等の整備に当たっては、以下に留意すること。

- ・ パーク内のインターネット回線は、滋賀県において準備しているものを使用してもよい。滋賀県が準備する回線の使用に係る経費については滋賀県が別途支払うものとする。（本仕様書に別途記載している場合は、これに従うこと。）なお、新たに回線を準備する必要がある場合は、委託料に計上すること。
- ・ 別紙に示すパーク内で滋賀県が所有する備品については利用できるものとするが、その他、事業実施に際して必要となるものを手配し業務を開始すること。ただし、本事業費で備品類を準備する場合は、原則リースとする。【参考：別紙3「備品一覧」】

11. 事業目標

本事業の目標は、滋賀県内の若年求職者の就職力強化と県内企業の人材確保・定着支援を総合的に推進し、若者のキャリア形成支援を通じて県内への人材循環を促進することにある。各事業がこの目標達成に貢献するため、以下の通り目標を設定する。

(1) 総括目標

パーク総利用者数：15,000人

新規登録者数：2,200人

大学連携およびキャリア形成促進プログラム活用を通じた新規登録者数：360人

就職者数：1,200人

離職者等の就職者・採用者数：985人

(2) 各事業における目標

ア. 就職力強化支援業務 (6.2)

就活支援コーナー利用者数：2,300人

就活支援コーナー利用者の就職者数：400人

イ. 人材確保支援業務 (6.3)

支援企業数：1,750社

支援企業の採用者数：1,200人

企業セミナー参加企業数：計200社

ウ. 人的資本経営に向けた経営層のマインドチェンジ促進事業 (6.4)

相談対応企業数：100社以上

セミナー開催回数：8回以上

講座の参加企業数：20社

講座受講企業のうち経営に対する意識変革のあった経営層の割合：90%以上

工. 若者未来塾（就職・就業支援セミナー）の実施（6.5）

セミナー総開催回数：50 回以上

セミナー参加者数：320 人

大学連携によるセミナー実施回数：年間6回

オ. 就職面接会等の実施（6.6）

就職面接会参加者数：150 人

カ. 合同企業説明会の開催（6.7）

合同企業説明会参加者数：600 人

一人当たり訪問事業所数：4 社以上

延べ出展企業数：170 社以上

キ. 就労安定化支援事業（6.8）

不安定就労者の利用者数：2,718 人

不安定就労者の就職者数：368 人

同世代の正規雇用就職者数：203 人

セミナー参加者：60 人

マッチングイベント参加者数：100 人

ク. 学生時代における県内企業との接点構築（6.9.1）

大学等への情報発信・利用促進活動・ヒアリング等件数：年間 100 回

実践事例共有会等の開催回数：年間1回

大学連携による「キャリア形成促進プログラム等」実施回数：年間9回

ケ. 県外就職者等との接点維持・魅力発信（6.9.2）

オンラインセミナー開催回数：年6回

魅力発信コンテンツ作成件数：年間 10 件以上

12. 特記事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たっては、滋賀県と協議し適宜連絡をとること。
- (2) 受託者は、当業務を一括して第三者に委託、または請け負わせることを認めない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われるものについては、滋賀県と協議のうえ委託業務の一部を委託することは妨げない。
- (3) 受託者は、不測の事態により本業務を実施することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を滋賀県に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 受託者は、個人情報保護法および滋賀県個人情報保護条例等の関係法令を遵守すること。
- (5) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。本業務完了後においても同様する。
- (6) 仕様がない事項、仕様について生じた疑義、または提案内容の変更等については、滋賀県および受託者の双方で協議すること。

13. 業務に係る経費

- ・ 本業務の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。
- ・ 見積および精算に当たっては、以下の事業区分に分けて計上すること。
 - 「人材確保支援業務」・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.3
 - 「人的資本経営に向けた経営層のマインドチェンジ促進事業」
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.4
 - 「若者未来塾」・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.5
 - 「合同企業説明会」・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.7
 - 「就労安定化支援事業」・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.8
 - 「しがキャリアデザイン推進事業」・・・・・・・・・・6.9
 - 「しがジョブパーク事業（就労支援業務等）」・・・その他
- ・ 本事業の実施財源として、厚生労働省の「雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）」を充当していることから、事業実施においては下記の点に留意すること。

ア 支出できない経費

- ・ 求職者または労働者から費用を徴収する事業に係る経費
- ・ 施設等の設置や改修に係る経費
- ・ 当該年度中に費消しない交通系 IC カードの残余、回数券、郵券等の金券類に係る経費
- ・ 事業主、求職者や労働者に提供する物品（ノベルティなど。ただし、リーフレット、パンフレット、冊子、封筒類を除く。）の購入等に係る経費
- ・ 飲食に係る経費
- ・ 支援の対象となる事業主、求職者または労働者等に対する補助、助成等（直接または間接もしくは名称の如何を問わずこれに類するものを含む。以下同じ。）に係る経費
- ・ その他支出を証する書類のない経費

イ 経費執行上の注意点

- ・ 10 万円を超える高額な経費については、その価格等が適切であることについて、十分な精査を行い、当該価格等によった理由や根拠について明らかにしておくこと。なお、根拠としては、次の①から③までを想定していること。
 - ① 業者による見積もり（経費を算出する際には、複数社から見積もりをとり妥当な価格とすること）
 - ② 業者の料金表等（カタログ等）
 - ③ 同様の事業を行った際の実績
- ・ 講演に係る謝金（講演料）については、1 時間当たり原則 3 万円以内とすること。3 万円を超える単価とする場合は、業務内容の専門性等を踏まえ、当該者以外では業務内容を満たすことができない場合に限ることとし、当該単価を設定した理由と金額の根拠が整理できるようにしておくこと。
- ・ 消耗品について、購入額に比してリース等の賃貸借契約による場合の当該年度分の支払合計額が安価となる場合については、可能な限りリース等の賃貸借契約によること。
- ・ 自動車のリース契約やレンタカーの使用等については、公共交通機関の利用では円滑な事業運営ができない場合に限ることとし、必要最低限の利用とすること。

14. 契約終了に伴う措置等

- ・ 契約が終了したときは、滋賀県から提供を受けた施設、機械器具、資料等を遅滞なく返還するものとし、提供されたものに滅失、毀損等の損害が生じた場合は、滋賀県と協議して、その損害を賠償するものとする。
- ・ 契約が終了するときは、契約の終了に先立ち、滋賀県または滋賀県の指定する者に対する業務の引継ぎに要する期間を、契約期間中に設け、円滑に業務の引継ぎを行うものとする。また、受付管理システム、ホームページ（ドメイン）、電話番号、公式 SNS 等についても、利用者への影響が生じないよう円滑に引き継ぎを行うものとする。

15. その他

- ・ 契約予定日前に、引継ぎ等事前準備の時間を設けること。なお、その日程については滋賀県と相談のうえ決定する。
- ・ 業務実施に当たっては、滋賀県や各関係機関と十分に連携を図ること。
- ・ 県内事業者の受注機会の増大に努めるなど「滋賀県が締結する契約に関する条例」の趣旨に鑑み、業務を遂行すること。
- ・ 本業務により得られた成果（成果物・著作物等を含み、著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利を含む。）、情報（個人情報を含む。）等については、滋賀県に帰属する。ただし、滋賀県に帰属させることができない権利（著作者人格権等）については、受託者は、滋賀県に対してこれを行使しないものとする。また、従前より滋賀県または受託者が有している権利については、それぞれ滋賀県または受託者に帰属するものとするが、受託者は滋賀県に対して、パークの運営に当たって必要と認められる範囲で、著作権法に基づく使用を無償で許諾するものとする。
- ・ 受託者は、当事業に係る経理を明らかにするために、他の経理と区別して会計帳簿および証拠書類を整備するものとし、全ての証拠書類は本業務終了後、翌年度 4 月 1 日から起算して 5 年間保存しなければならない。
- ・ 当事業が、会計検査院等の検査対象となった場合、受託者は検査に協力するとともに、積極的に事業の報告を行い、説明責任を果たすこと。
- ・ 当事業の取組状況や成果については、滋賀県のホームページや広報誌等で公表する場合がある。

R 7 大学訪問・学内相談会 実績 (令和8年1月末現在)

別紙1

	月 日	大 学 名	内 容
1	4/9	滋賀県立大学	事業周知・ヒアリング
2	4/11	滋賀短期大学	事業周知・ヒアリング
3	4/14	びわこ学院大学	事業周知・ヒアリング
4	4/16	京都橘大学	事業周知・ヒアリング
5	4/18	龍谷大学	事業周知・ヒアリング
6	4/18	京都光華女子大学	県事業ガイダンス
7	4/21	びわこ成蹊スポーツ大学	事業周知・ヒアリング
8	4/21	成安造形大学	事業周知・ヒアリング
9	4/25	立命館大学	事業周知・ヒアリング
10	4/25	滋賀大学	事業周知・ヒアリング
11	4/25	聖泉大学	事業周知・ヒアリング
12	4/28	滋賀文教短期大学	事業周知・ヒアリング
13	4/28	長浜バイオ大学	事業周知・ヒアリング
14	4/30	京都華頂大学・華頂短期大学	事業周知・ヒアリング
15	4/30	佛教大学	事業周知・ヒアリング
16	5/2	京都産業大学	事業周知・ヒアリング
17	5/2	花園大学	事業周知・ヒアリング
18	5/9	京都ノートルダム女子大学	事業周知・ヒアリング
19	5/9	京都光華女子大学	事業周知・ヒアリング
20	5/14	京都文教大学・京都文教短期大学	事業周知・ヒアリング
21	5/14	同志社大学	事業周知・ヒアリング
22	5/16	大谷大学	事業周知・ヒアリング
23	5/16	京都女子大学	事業周知・ヒアリング
24	5/21	滋賀県立大学	県事業ガイダンス
25	5/25	神戸学院大学	教育懇談会
26	5/26	滋賀県立大学	県事業ガイダンス
27	5/30	専修大学	自治体による地域の魅力説明会
28	6/3	同志社大学	UI ターンセミナー
29	6/3	佛教大学	県事業ガイダンス
30	6/4	長浜バイオ大学	就職支援講座
31	6/5	大谷大学	県事業ガイダンス
32	6/6	滋賀文教短期大学	就職支援講座
33	6/7	関西学院大学	UI ターン自治体説明会
34	6/8	中央大学	父母懇談会
35	6/9	成安造形大学	県事業ガイダンス
36	6/10	同志社大学	県事業ガイダンス
37	6/11	京都産業大学	UI ターンセミナー
38	6/11	京都ノートルダム女子大学	県事業ガイダンス
39	6/12	岐阜協立大学	事業周知・ヒアリング

40	6/12	龍谷大学	県事業ガイダンス
41	6/13	関西大学	事業周知・ヒアリング
42	6/13	長浜バイオ大学	県事業ガイダンス
43	6/16	成安造形大学	就職支援講座
44	6/18	武庫川女子大学	事業周知・ヒアリング
45	6/18	金沢工業大学	事業周知・ヒアリング
46	6/18	立命館大学	県事業ガイダンス
47	6/20	同志社大学	県事業ガイダンス
48	6/23	聖泉大学	就職支援講座
49	6/24	大阪産業大学	事業周知・ヒアリング
50	6/26	近畿大学	合同相談会
51	6/26	甲南女子大学	事業周知・ヒアリング
52	6/26	近畿大学	UI ターンセミナー
53	7/2	甲南大学	事業周知・ヒアリング
54	7/3	佛教大学	UI ターンセミナー
55	7/8	大谷大学	UI ターンセミナー
56	9/7	大谷大学	父母懇談会
57	9/8	滋賀短期大学	事業周知・ヒアリング
58	9/8	龍谷大学	事業周知・ヒアリング
59	9/8	びわこ学院大学	事業周知・ヒアリング
60	9/11	京都橘大学	UI ターンセミナー
61	9/12	びわこ成蹊スポーツ大学	事業周知・ヒアリング
62	9/12	成安造形大学	事業周知・ヒアリング
63	9/14	近畿大学	父母懇談会
64	9/17	滋賀文教短期大学	事業周知・ヒアリング
65	9/17	長浜バイオ大学	事業周知・ヒアリング
66	9/22	立命館大学	事業周知・ヒアリング
67	9/22	滋賀県立大学	事業周知・ヒアリング
68	9/25	神戸女子大学	UI ターンセミナー
69	9/26	聖泉大学	事業周知・ヒアリング
70	9/26	滋賀大学	事業周知・ヒアリング
71	10/2	京都ノートルダム女子大学	事業周知・ヒアリング
72	10/2	大谷大学	事業周知・ヒアリング
73	10/3	京都産業大学	事業周知・ヒアリング
74	10/3	佛教大学	事業周知・ヒアリング
75	10/3	花園大学	事業周知・ヒアリング
76	10/3	京都文教大学・京都文教短期大学	事業周知・ヒアリング
77	10/8	京都光華女子大学	事業周知・ヒアリング
78	10/16	京都華頂大学・華頂短期大学	事業周知・ヒアリング
79	10/20	びわこ学院大学	就職支援講座
80	10/22	同志社大学	事業周知・ヒアリング

81	10/23	花園大学	就職支援講座
82	10/28	滋賀文教短期大学	県事業ガイダンス
83	11/12	京都女子大学	事業周知・ヒアリング
84	11/13	龍谷大学	UI ターンセミナー
85	11/26	京都ノートルダム女子大学	UI ターンセミナー
86	12/2	びわこ学院大学	県事業ガイダンス
87	12/9	滋賀文教短期大学	就職支援講座
88	12/17	京都産業大学	UI ターンセミナー
89	1/14	滋賀大学	事業周知・ヒアリング
90	1/14	長浜バイオ大学	事業周知・ヒアリング
91	1/15	東海大学	UI ターンセミナー
92	1/15	成安造形大学	事業周知・ヒアリング
93	1/15	びわこ成蹊スポーツ大学	事業周知・ヒアリング
94	1/19	龍谷大学	事業周知・ヒアリング
95	1/20	滋賀文教短期大学	事業周知・ヒアリング
96	1/21	京都光華女子大学	事業周知・ヒアリング
97	1/21	佛教大学	事業周知・ヒアリング
98	1/23	大谷大学	事業周知・ヒアリング

R3～R7 面接会経費

別紙2

	イベント名	開催日	会場	経費
R 3	しがジョブフェア 2021	2021. 6. 30	クサツエストピアホテル	1,404,180 円
	しがジョブフェア 2022	2022. 2. 1	クサツエストピアホテル	1,005,397 円
				2,409,577 円
R 4	しがジョブフェア 2022	2022. 6. 28	クサツエストピアホテル	1,199,771 円
	しがジョブフェア 2023	2022. 2. 7	クサツエストピアホテル	850,963 円
				2,050,734 円
R 5	しがジョブフェア 2023	2022. 8. 9	クサツエストピアホテル	1,287,139 円
	しがジョブフェア 2024	2024. 1. 15	クサツエストピアホテル	513,550 円
				1,800,689 円
R 6	しがジョブフェア 2024	2024. 8. 6	クサツエストピアホテル	1,489,029 円
	しがジョブフェア 2025	2025. 1. 14	草津市立市民総合交流センター	857,962 円
				2,346,991 円
R 7	しがジョブフェア 2025	2025. 8. 6	クサツエストピアホテル	1,576,246 円
	しがジョブフェア 2026	2025. 12. 3	草津市立市民総合交流センター	712,617 円
				2,288,863 円

備品一覧

		台数	備考
1	デスク	5	サイズ不均一
		2	固定
2	テーブル	2	丸型
		1	長方形(180×80)
3	スタッフ用ロッカー	8	
4	キャビネット	1	
5	電話機	1	
6	ホワイトボード	1	
7	パーテーション	2	
8	パンフレットスタンド	5	
以下、草津公共職業安定所等の備品であるが、共有して利用できるもの			
9	テーブル	1	
10	シュレッダー	1	
11	プロジェクター	1	EPSON EMP-822
12	テレビ	1	42型 Panasonic TH-L42G3
13	DVDプレイヤー	1	Pioneer DV-220V
14	電話機	4	

※現行の配置等について、施設見学を希望する場合は現地にて確認することができる